

事務事業マネジメントシート(平成31年度実績と令和2年度計画)

令和2年12月24日更新

事務事業名		児童扶養手当支給事業					<input type="checkbox"/> マニフェスト 関連	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断 課題関連	<input type="checkbox"/> 集中改革 プラン関連
総合 計画 体系	政策	2 福祉の健康		所属部		健康福祉部		課長名	坂井 竹志
	施策	4 子育て支援の充実		所属課		子育て支援課		担当者名	中嶋 照奈
	施策の柱	15 子育ての経済的負担の軽減		所属班		子ども家庭班		(内線)	1185
予算科目	会計 一般	款 3	項 2	目 1	事業連番 10551	根拠 法令	児童扶養手当法、合志市児童扶養手当の支払日にに関する規則		
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 31年度で終了 <input type="checkbox"/> 31年度から開始		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		(開始年度 (～ 年度))	18	年度)	

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	父(母)親がない児童あるいは父(母)親に重度障害がある児童を養育する母(父)親等に対して児童扶養手当を支給。所得制限限度額により全部支給、一部支給、全部停止に区分。平成31年4月分より額改定のため、子1人の場合は全部支給月額42,910円、一部支給月額42,900円～10,120円、また2人目に5,070～10,40円、3人目以降に3,040円～6,080円を加算して支給する。受給資格者は、毎年8月に現況届が必要である。平成20年4月から手当一部支給停止措置が施行されたことに伴い、支給停止措置の適用除外事由に該当し届出書を提出することにより適用を除外する手続きが新たに加わった。また、平成22年8月より父子家庭も対象になった。児童扶養手当法は昭和36年1月29日に制定、以後、度々一部改正され現在に至っている。平成18年2月27日合併して市(福祉事務所設置)になったことにより、それまで県が行っていた児童扶養手当認定から支払事務は、平成18年3月から市が行うことになった。児童扶養手当事務は旧町でも行っていたが、受付等事務手続きを行い、県へ進達する流れであり、県が最終的に審査認定して手当を支払っていた。手当の財源は国と県が負担(平成17年度の負担割合：国4分の3、県4分の1)していた。平成18年3月から市で審査・認定・支払い等の事務手続きを行うため、手当の財源負担が生じた。負担割合は平成18年度改正され国3分の1、市3分の2(県の負担無し)となった。
【業務の流れ】	①認定請求等の受付、審査 ②認定等結果の通知 ③定期支払月(4、8、12ヶ月)に前月までの4ヶ月分を支給 ④毎年8月に現況届の受付、審査及び結果の通知 ※令和元年11月期より支払月が奇数月(前月までの2ヶ月分を支給)年6回に変更
【主な予算費目】	職員手当等、役務費、備品購入費、扶助費
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標	新規・拡充区分 2年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
①手段(主な活動) 31年度実績(31年度に行った主な活動)(DO)	前年度と同様。定期支払月が奇数月の年6回に変更。
受給資格者に対し、口座振込の方法で定期支払月(4、8、12ヶ月)に前月までの4ヶ月分を支給	
受給資格者に対し、口座振込の方法で定期支払月(4、8、11、1、3ヶ月)に手当を支給した。事務取扱件数は、新規認定及び転入86件、資格喪失及び転出57件、現況届662件を取り扱った。	
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	予算の主な増減の理由 法改正に伴う支払回数の変更(年3回→年6回)による扶助費の減(R1年度15ヶ月分支給、R2年度12ヶ月分支給)
ア 児童扶養手当の受給資格者数	(単位) 人
イ	
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 ・父(母)親がない18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)、または母(父)に代わって児童を扶養している者	②対象指標(対象の大きさを表す指標) ア 受給者数(全額停止者除く) 人
イ	
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) ・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進ができる	③成果指標(意図の達成度を表す指標) ア 本人・扶養義務者所得による全額停止者数 人
イ 本人所得による一部停止者数	人
*③成果指標設定の理由と 2年度目標値設定の根拠 ひとり親家庭の生活の安定と自立促進が目標なので、受給資格者の就業と収入が関係する。就業し収入が上がると、児童扶養手当の所得制限限度額以上になり、手当額が全額停止や一部停止にはなるが、その人数が多くなると生計が安定していると見ることができる。	総トータルコスト 全体計画 ～ 年度 0

(2)各指標・総事業費の推移			単位	29年度実績(決算)	30年度実績(決算)	31年度目標(当初予算)	31年度実績(決算)	2年度目標(当初予算)	3年度予定	4年度見込	5年度見込
① 活動指標	ア 人	イ	人	652	644	660	627	670	680	690	700
② 対象指標	ア 人	イ	人	652	644	580	543	620	625	630	635
③ 成果指標	ア 人	イ 人	人	57	60	80	84	50	55	60	65
			人	308	252	250	255	250	250	250	250
投 入 量	事 業 費 内 訳	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 繰入金 一般財源	千円	92,684	94,911	124,000	121,315	97,600	100,000	100,800	101,600
			千円				21				
	(A) 事業費計	千円	278,663	284,643	373,131	362,374	293,287	300,502	302,902	305,302	
	(A)のうち指定経費	千円	277,774	284,365	372,171	360,673	293,028	300,261	302,661	305,061	
	(A)のうち時間外・特勤	千円	127	121	171	137	228	250	250	250	
人 件 費	正規職員従事人数 延べ業務時間	人 時間	3 1,296	4 2,115	3 1,260	3 1,555	4 1,260	4 1,260	4 1,260	4 1,260	
	(B)人件費計	千円	5,126	8,337	5,019	6,162	5,019	5,019	5,019	5,019	
	トータルコスト(A)+(B)	千円	283,789	292,980	378,150	368,536	298,306	305,521	307,921	310,321	

事務事業名	児童扶養手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (C H E C K)

* 原則は31年度の事後評価、ただし複数年度事業は31年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①31年度目標達成度評価	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒ 【原因 ↗】		
	② 2年度目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒ 【理由と対策 ↗】		
有効性評価	③成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒ 【理由 ↗】		
	④類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) □統廃合・連携ができる ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒ 【理由 ↗】		
効率性評価	⑤事業費の削減余地	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒ 【理由 ↗】		
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒ 【理由 ↗】		
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒ 【理由 ↗】		
	⑧行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由 ↗】	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒ 【理由 ↗】		
役割分担評価		国の制度なので適正である。			

3 評価結果の総括 (C H E C K)

受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している（ひとり親家庭の収入が低い）。今後は、ひとり親家庭の生活安定のため、自立支援が必要。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）(A C T I O N)

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

- 廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善（有効性改善）
- 事業のやり方改善（効率性改善） 事業のやり方改善（公平性改善）
- 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

（有効性）就業支援、自立支援に努めることで成果の向上余地がある。

（効率性）就労支援により受給者の所得が増えれば、支給額が減り事業費の抑制をはかることができる。

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上		
	維持	○	△
	低下	△	△

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策